

令和4年3月25日
築上町・築上町教育委員会
発表資料

職員の減給処分について

令和4年3月25日付で、下記の職員を減給10分の1（1箇月）としましたので、お知らせします。

記

- (1) 所属課 生涯学習課
- (2) 職 級 課長補佐級（課長補佐）
- (3) 年 齢 50代
- (4) 処分内容 減給10分の1（1箇月）
- (5) 処分年月日 令和4年3月25日
- (6) 処分理由

当該職員は、築上町文化・教育関係団体育成事業補助金実績報告及び補助金返還事務等を遅延させた職務怠慢により、築上町職員懲戒取扱規則の規定に基づき減給10分の1（1箇月）とする。

<参考>

○ 築上町職員懲戒取扱規則

第9条 委員会は、事案の審査を終えたときは、別表に基づき、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、審査結果答申書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

別表(抜粋)

| 標準的な非違行為の種類 | | 標準的な懲戒処分 |
|-------------|-------------|---|
| 一般服務義務違反関係 | 職務怠慢・注意義務違反 | 職務の怠慢又は注意の欠如により、公務の運営に支障を生じさせた場合 減給、戒告 |

第10条 町長は、前条の答申があった場合において、懲戒処分の必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

問い合わせ
総務課 人事秘書係
電話 0930-56-0300